

鳥取市果樹等安定生産支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市果樹等安定生産支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、果樹（梨、柿、ぶどう等）を対象とする果樹共済、大豆を対象とする畑作物共済及び農業経営収入保険の加入促進を図るために必要な補助金を交付し、もって農家の経営安定と本市農業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて算定し（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の2割を超える減額
- (着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

平成13年4月17日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成16年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月7日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別記様式（第6条、第9条関係）

年度鳥取市果樹等安定生産支援事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業の内容

(1) 大豆・果樹農業共済助成事業

区分	加入者数	ほ場数	引受面積	事業費 (共済掛金)	負担区分		
					国	市	その他
	人	か所	a	円	円	円	円

(2) 農業経営収入保険助成事業

区分	補助対象経費	備考
	円	

3 実施の時期

事業着手（予定）年月日 月 日

事業完了（予定）年月日 月 日

4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

5 添付書類 (実績報告時)

農家別内訳表